

町政 HOT NEWS

申込・問合せ
役場企画課
☎ 47-5007

みんなの講座

Check!!

知識

メニューは豊富な全41講座

町では、役場職員が講師になって行う「みんなの講座」を開講しています。ぜひご利用ください。

▼講座開設時間(平日)

午前9時～午後8時で希望する時間 ※1講座2時間以内です。

※日程は、申し込みをした人と担当課で調整してください。休日でも可能な場合がありますので、各担当課にお問い合わせてください。

▼会場 町内ならどこでも ※会場は、申し込みをした人が手配・確保してください。

▼対象 町内に住んでいる5～15人くらいのグループ

▼費用 無料(材料費などは実費負担)

▼申込方法

①事前に、希望する講座の担当課と日程や講座内容などの打ち合わせをする
②開講希望日2週間前までに、所定の申込用紙に必要事項を書いて申し込む

▼申込用紙配布場所 役場企画課 ※申込用紙は、町のホームページにもあります。

▼申込・問合せ先 役場企画課 ☎ 47-5007



健康や福祉についての講座

講座名	内容	担当課
乳幼児の健康について	子育てや赤ちゃんの健康管理や食事などの相談	保健センター
予防接種について	予防接種の不安や疑問にお答えします	保健センター
生活習慣病に打ちかとう	メタボの予防、健康な毎日を送るための運動習慣と食生活	保健センター
国保・後期高齢者医療制度のしくみ	制度についての疑問・質問にお答えします	住民課
知っておきたい介護保険のしくみ	介護保険制度の仕組みとサービス利用について	健康福祉課
老後の安心のために	高齢者の権利擁護と虐待防止	健康福祉課
認知症について	認知症の予防と正しい理解	健康福祉課
介護予防について	お口の衛生・栄養改善・運動指導	健康福祉課
ボランティア基礎講座	ボランティアの説明と実際の活動について	健康福祉課
児童手当と児童扶養手当って何?	児童手当と児童扶養手当の違いの説明など	子ども支援課
障害者の福祉制度	身体障害者・知的障害者・精神障害者の福祉制度	健康福祉課

生活に密着した講座

講座名	内容	担当課
町の税金について	町の税金の種類、仕組み、計算方法を解説	税務課
人の一生と戸籍	戸籍の見方、各種届出と手続	住民課
町の相談制度の活用術	町の各種相談制度の紹介	住民課
暮らしの中の防犯教室	犯罪被害に遭わないための基礎知識を紹介	安全安心課
高齢者交通安全教室	安全な道路の横断方法など、交通ルールを学ぶ	安全安心課
町の道路について	道路補修作業報奨制度を徹底解説(取り組み例も紹介)、地域でできる!側溝清掃の解説	都市建設課
みずのたび(上水道編)	飲み水ができるまで(施設見学もあり)	水道課
みずのたび(下水道編)	家庭排水の処理方法などの説明	水道課

産業についての講座

講座名	内容	担当課
町の農業について	農業の現状と各種制度について分かりやすく解説	農業振興課
元気の出る商業・工業支援	町の制度融資や各種補助金支援策などを分かりやすく解説	商工振興課

町づくりについての講座

講座名	内容	担当課
議会の仕組みお話しします	議会の仕組みと運営、議会傍聴	議会事務局
役場のお仕事	役場の機構や事務内容について	総務課
町の財政について	予算書の見方、町の財政状況について	総務課
町の防災について	町の防災計画について解説	安全安心課
町の総合計画について	町の総合計画の内容解説	企画課
広報おうら徹底解剖	広報おうらのできるまでを解説	企画課

教育についての講座

講座名	内容	担当課
学校給食センター見学&試食会	センターの概要や献立のポイント、食育活動、給食の試食	給食センター
町の教育について	町の教育方針や教育委員会の仕事、教育相談、いじめ・不登校への対応など	学校教育課
生涯学習のすすめ	あなたの学びを応援します。生涯学習の進め方、これに関する施設など情報の紹介	生涯学習課
社会教育施設見学会	施設の概要や事業内容、利用方法などについて説明	生涯学習課
移動人権教室	人権啓発DVDを視聴して人権の大切さを考えます	生涯学習課
町の文化財を知ろう	町の歴史や文化財の紹介と見学	生涯学習課
高齢者の軽体操教室	地域の活動場所に赴き、簡単にできる体操を紹介	生涯学習課
青少年の健全育成	「おぜのかみさま」でケータイ・インターネットの正しい使い方を学ぶ	生涯学習課
レクゲームを学ぼう	子ども会活動や仲間づくりに役立つレクゲームを伝授	邑楽町公民館
イベントプロデューサー養成講座	イベントの開催方法や進め方を学ぶ	長柄公民館
勤労青少年ホームの役割	勤労青少年の余暇時間の活用など	ヤングプラザ
暮らしの中に図書館を	図書館のあり方や施設の説明、おすすめ本を紹介	町立図書館
スポーツをはじめよう	スポーツ施設の利用方法やスポーツ大会や教室などを紹介します	町民体育館
ニューススポーツの紹介	健康づくりやレクリエーションとしても気軽にできる各種ニューススポーツを紹介	町民体育館

寄贈

大切に使います

立澤さんから車両2台

5月22日、自営業を営む立澤稔夫さん(大谷端宿赤東・31区)が夫人の弥栄子さんと町役場を訪れ、町政に役立ててほしいと町に車両2台を寄贈しました。

立澤さんは「今までお世話になったお礼です。活気あるまちづくりのために有効に使ってほしい」と話していました。これを受けて金子町長は「不足している幼稚園や保育園専用の車両として、未永く使わせていただく」と感謝の言葉を述べました。



寄贈された車両の前で。右が立澤夫妻

募集

町営住宅は整備された公共住宅です

石打町営住宅団地B棟と埴堀町営住宅の入居者を募集します。

▼募集住宅・戸数

石打 1K(1人以上)・1戸

3DK(3人以上)・1戸

埴堀 3K(2人以上)・4戸

※家賃などはお問い合わせください。 ※共益費(石打)・駐車場代が家賃とは別途にかかります。

▼入居資格(収入制限あり)

①町内に在住または在勤し、親族と同居する予定で、現在住宅に困窮している人

る人

②町内に在住または在勤し、単身の高齢者・障害のある人で現在住宅に困窮している人

▼申込締切 7月31日

※申込多数の場合は抽選になります。

▼公開抽選 8月中旬頃の予定

▼申込方法 都市建設課へ直接申し込む(役場開庁時間に限り)

▼申込・問合せ先 役場都市建設課 ☎ 47-5031

施設

読書の秋のその前に

図書館ホームページがリニューアル

利用率県内1位を誇る邑楽町の図書館。図書館では「見やすさ」と「分かりやすさ」の向上を目指して、ホームページをリニューアルしました。

緑色を基調にした構成で文字を大きくし、トップページでは旬の情報をお知らせしています。利用案内は以前より詳しく、写真をたくさん使った施設案内はより分かりやすくなりました。さらに近隣市町の図書館ホームページへのリンクも増やし、相互の情報が取り入れやすくなったと評判です。



気軽に利用してください

資料の検索だけでなく、皆さんの生活に図書館をぜひ活用してください。

▼ホームページアドレス <http://www.library.ora.gunma.jp/>

▼問合せ先 町立図書館 ☎ 88-5900

募集

明日のまちづくりにあなたの力を：平成28年度採用の役場職員募集

町では、平成28年度に採用する町職員を募集します。

▼募集職種・受験資格

一般事務 昭和63年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有する人

保育士 昭和63年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を有するか取得見込みの人

▼人数 若干名

▼試験日・会場

▼第一次試験 9月20日⑩・町役場

第二次試験 10月下旬に予定・町役場

▼受付期間 8月10日⑩～18日⑩(午前8時30分～午後5時15分まで) ※土・日曜日を除く。

▼申込・問合せ先 役場総務課 ☎ 47-5001



子どもたちとともに

募集

作って楽しい、食べてうれしい
おやこの食育教室

町食生活改善推進協議会では「食育」を考える料理教室を開催します。料理を作る楽しさを通じて親子で「食育」について考えてみませんか。

- ▼期日 8月6日(土)
- ▼時間 午前9時30分～午後1時
- ▼会場 保健センター
- ▼対象 町内の小学生とその保護者
- ▼定員 10組(先着順)
- ▼参加費 1人300円(材料代など)
- ▼持ち物 エプロン、三角きん、ふきん、スリッパ



親子で楽しく料理をしませんか

- ▼申込方法 電話で申し込む
- ▼申込開始 7月15日(土)
- ▼申込・問合せ 保健センター 88-5533

式典

米寿と金婚を迎える皆さんを祝福
米寿・金婚式記念式典

町では、米寿と金婚を迎える皆さんを対象に記念式典を開催します。

- ▼期日 9月20日(日)
- ▼会場 町福祉センター寿荘
- ▼対象 米寿 昭和2年4月1日から昭和3年3月31日までに生まれた人
金婚 昭和40年1月1日から12月31日までに、婚姻届を役場などに提出した夫婦
- ▼申込方法 米寿 申込は不要

※役場健康福祉課から招待状を送付します。

- ▼金婚 申込用紙に必要事項を記入して申し込む
- ※申込用紙は広報おうら7月号と併せて配布するほか、役場健康福祉課にもあります。
- ※金婚で町に本籍がない人は、婚姻日の確認のために戸籍謄本の提出をお願いします。
- ▼申込・問合せ 役場健康福祉課 47-5024

児童

ひとり親家庭の生活をサポート
児童扶養手当

児童扶養手当は、離婚などにより児童を養育している父親または母親などに支給されます。

- ▼対象 次のいずれかの条件に該当する18歳までの児童を監護している母、養育している父、父母に代わって養育している人
- ・父または母が離婚した児童
- ・父または母が死亡または生死不明の児童
- ・父または母が一定程度の障害状態にある児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・未婚の母の子である児童
- ・父母ともに不明である児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

- ▼申請して認定を受けた場合 請求した月の翌月分から手当を支給4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、12月(8～11月分)に手当を支給
- ▼手当を受給する場合の届出義務 毎年8月に現況届を提出しなければなりません。手続きをしないと8月以降の

降の手当は支給されません。2年間、届出が未提出の場合は資格喪失となります。また、生活状況が変わった場合も届出義務が生じます。

- ※条件により支給の制限がある場合があります。
- ▼申請方法 申請方法や必要書類については、役場子ども支援課までお問い合わせください
- ▼申請・問合せ 役場子ども支援課 47-5023

●支給額の分類(月額) ※税法上の所得の計算方法と違うので注意

項目	所得の範囲	支給額
全部支給	57万円未満	4万2,000円
一部支給	57万円～230万円未満	4万1,990円～9,910円 ※児童が2人の場合上記金額に5,000円、3人以上はさらに3,000円ずつ加算。
支給停止	230万円以上	なし

↑給与所得者で、前年または前々年に児童1人を扶養していた場合の月額の支給額例。詳細はお問い合わせください。

医療

有効期限は7月31日。お忘れなく
保険証や受給者証などの更新

後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険高齢受給者証の更新

新しい被保険者証と高齢受給者証(8月1日から有効)は7月中旬に郵送されます。

※国民健康保険高齢受給者証は、被保険者証(カードサイズ)と2枚1組でご利用ください。

限度額適用認定証などの更新

国民健康保険限度額認定証、後期高齢者医療被保険者限度額適用・標準負担額減額認定証などの有効期限は7月31日です。交付を希望する人は8月中旬に役場住民課で申請してください。

▼持参するもの 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑

▼問合せ 役場住民課 47-5020



種類	対象	医療費負担	有効期限	更新手続き	
保国民健康	高齢受給者証	70～74歳までの国保加入者 昭和19年4月2日以降生まれ 昭和19年4月1日以前生まれ	2割 所得により 1割 3割	7月31日	該当者へ7月下旬に郵送予定
	限度額適用認定証など	・国保加入者で国保税に滞納がない人 ・70～74歳は非課税世帯のみ ※所得が未申告世帯の人は申告が必要	医療費の自己負担上限額などが軽減	7月31日	役場住民課の窓口で手続きをする
医療保険	後期高齢者医療被保険者証	後期高齢者医療保険加入者	1割 (所得により3割)	7月31日	該当者へ7月下旬に郵送予定
	限度額適用・標準負担額減額認定証	後期高齢者医療保険加入者で町民税非課税世帯 ※所得が未申告世帯の人は申告が必要	医療費の自己負担上限額などが軽減	7月31日	役場住民課の窓口で手続きをする

児童

障害をもつ児童を扶養する人をサポート
特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害のある児童を扶養する人に支給されます。

- ▼対象 精神や身体に障害がある満20歳未満の児童を保護、監督する父か母(所得の多い方)、または父母以外で児童を養育している人
- ▼支給額(月額) 障害1級 5万1,100円
障害2級 3万4,030円
- ▼申請して認定を受けた場合 請求した月の翌月分から手当を支給4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、12月(8～11月分)に手当を支給

- ▼申請・問合せ 役場子ども支援課 47-5044

11月(8～11月分)に手当を支給 ※受給者本人や配偶者、扶養義務者の所得により支給停止となる場合があります。

- ▼請求に必要なもの 特別児童扶養手当認定請求書、特別児童扶養手当用障害認定診断書または療育手帳、生計維持調書、振替預入請求書、戸籍謄本、世帯全員の住民票、印鑑(認印)など
- ※認定請求書は役場子ども支援課にあります。
- ▼申請・問合せ 役場子ども支援課 47-5044

介護

1年以上、家庭で介護をしている皆さんへ
家族介護慰労金制度

町では、家庭で介護を行っている人に慰労金を支給しています。

- ▼対象 次の全ての条件に当てはまる人を在宅で1年以上介護している人
- ①町内に住所を有する65歳以上の人
- ②要介護4、5に相当する人
- ③一定以上の施設サービス(入院・入所100日)などを受けなかった人
- ※基準日は8月1日。

- ※介護者がいない場合は本人。
- ▼支給額(年額) 15万円
- ※町民税非課税世帯で次の全ての条件

- ①シヨットステイの通算期間が1週間未満の人
- ②長期入院の期間が3か月間未満の人
- ③在宅介護サービスを1年以上受けない人
- ▼申込方法 各行政区の民生委員に出る
- ※介護保険制度の要介護認定を受けていない人は訪問調査を行います。
- ▼申請・問合せ 役場健康福祉課 47-5024